毎週 月・水・金曜日発行



目 次

示

牛深漁港区域内にかかる海岸保全区域の指定の一部改正 特定非営利活動法人設立の認証申請 都市計画の図書の写しの縦覧

指定居宅サービス事業所に係る変更

開発行為に関する工事の完了 道路位置の指定の変更

県営土地改良事業計画変更 大規模小売店舗立地法に基づく届出

熊

開発行為に関する工事の完了

依

市町村合併支援会議の会議の開催

土地収用法に基づく裁決手続開始決定

自然環境保全審議会鳥獣部会の会議の開催

教育会議の会議の開催

熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議の開催 (熊本県立高等学校入試制度検討委員会)

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の選挙期日等の決定 自然環境保全審議会自然保護部会の会議の開催 (選挙管理委員会)

高齢保健福祉課)

(漁

港

課

(都市計画課)

県民生活総室) 建 課

商工政策課

農村計画課 Ξ

兀

兀

(収用委員会) 兀

(市町村合併支援会議)

(自然環境保全審議会)

五五五四

(教育会議)

六六

地

(自然環境保全審議会)

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時

(選挙管理委員会)

七 七

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙のポスター 掲示場にポスター を掲示すること

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の投票用紙の様式 ができる日

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の実費弁償及び報酬の最高額

八

七

七

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の政治活動用ポスター の検印

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙の開票の事務と選挙会の事務を併せて行わな

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日 い旨の告示

九

九

正

平成十四年二月二十二日熊本県公告第百十九号 (ふるさと熊本の樹木の登録) の訂

正 (自然保護課)

九

告 示

熊本県告示第百六十九号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条の規定により指定居宅サービス事

業所の変更の届出があった。

平成十四年三月八日

【通所リハビリテーション】 熊本県知事

潮

谷

義

子

事業所の名称及び事業所の所在地 球磨郡免田町甲二千七百九十一番 こんどう整形外科 事業所の名称 事業者の名称 変 更 事 項 外科 医療法人藤風会こんどう整形 通所リハビリテー どう整形外科 変 更 後 の ションこん 内 容

の指定)の一部を次のように改め、 昭和五十七年三月十三日熊本県告示第三百九号(牛深漁港区域内にかかる海岸保全区域 告示の日から適用する。

平成十四年三月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

天草西沿岸牛深漁港牛深地区海岸の項に次のように加える 船津 一号、二号、イ、ロ、 八及び一号の各点を順次結んだ線に

地 先

より囲まれた区域

号点 牛深市牛深町字加世浦三〇三一番二一地内に設置 された標柱

一号点 牛深市牛深町字船津二六九四番四地内に設置され た標柱

口点 口点から二九三度八六メートルの地点 イ点から二八二度一○四メートルの地点

二号点から一八三度六六メートルの地点

公 告

熊

熊本県公告第百五十七号

写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の 同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

Ξ

道路の位置

玉名市中字寺畑一五八九番四及び同一五九二番四

都市計画の種類

平成十四年三月八日

熊本都市計画地区計画東畑地区地区計画

都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

年法律第七号) 第十条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成十

平成十四年三月八日

熊本県知事 潮 谷 義

子

申請年月日

平成十四年二月十二日

= 名称

特定非営利活動法人熊本技術士の会

代表者の氏名

Ξ

青山

主たる事務所の所在地

兀

熊本県熊本市保田窪一丁目——三十五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く熊本県民に対して科学技術を通じて、まちづくり、環境の保全、災

害救援そして地域の安全等に関する事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

熊本県公告第百五十九号

り変更した。 た昭和五十七年二月二十三日熊本県指令玉土第十九の二十一号の道路位置指定は次のとお 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により行っ

平成十四年三月八日

熊本県知事

潮

谷

義

子

築造者の住所 埼玉県所沢市神米金二四番地の八

築造者の氏名 森永俊輔

兀 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 六十七・一〇メートル

六 指定年月日 平成十四年一月十日

七 指定番号 玉名景建第九十七号

熊本県公告第百五十八号

0 8 0 9号 熊本県公告第百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年三月八日

菊池郡合志町大字豊岡字須屋久保二○○○番一七七一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

開発許可を受けた者の住所及び氏名 二百六十五・五二平方メートル

菊池郡合志町大字豊岡二○○○番地一二三六

牧 野

熊本県公告第百六十一号 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による届出

平成十四年三月八日

熊本県知事 潮 谷 義

|| コニコ堂菊南店

熊本県菊池郡西合志町須屋上の原一九三六―|

変更後 二十四時間営業 (ニコニコ堂のみ)

午前九時から午後十時まで

二十四時間

変更前

二十四時間

熊

及び添付書類を縦覧に供する。

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更しようとする事項

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

3

変更前

変更する年月日

Ξ

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

平成十四年三月二日

1

があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出

子

平成十四年三月八日から平成十四年七月七日まで

熊本県公告第百六十二号

計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。 成十二年八月九日付けで確定した県営八代平野地区土地改良事業 (農業用用排水施設)の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、平

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業計画変更の概要

平成十四年三月八日

県営八代平野地区土地改良事業 (農業用用排水施設) 計画変更概要書

公告場所

八代市役所

兀 変更に係る事項以外の届出事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ニコニコ堂ほか十三

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、〇一五平方メートル

熊本県知事

潮

谷

義

子

3 駐車場の収容台数 三八五台

4 駐輪場の収容台数

二〇台

5 荷さばき施設の面積 九一平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

八四立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数

7

九か所

届出年月日

五

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間 平成十四年二月二十二日

熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県菊池地域振興局振興調整室

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

平成十四年三月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

千七百三十七・一九平方メートル 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保二八二五番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西淀川区佃五丁目七番四三号

信和株式曾社

熊本県公告第百六十四号

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので

平成十四年三月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

鹿本郡植木町大字清水字堤ケ平四六七八番二、同四六七八番四、 同四八六五番三、同四八八九番二、同四八九六番及び区域に含まれる里道の一部 同字大久保四八六五

熊

開発許可を受けた者の住所及び氏名

三万六千五百四十一・九二平方メートル

熊本市南千反畑町三番一号

熊本県経済農業協同組合連合会

登 載 依 頼

熊本県市町村合併支援会議公告第二号

熊本県市町村合併支援会議の会議を次のとおり開催する。

開催場所

熊本テルサー三階「たい樹」の間

Ξ

市町村合併に向けた動きについて

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事

務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

六 問い合わせ先

熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室

熊本県収用委員会公告第六号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により次のとおり

収用の裁決手続の開始を決定した。

平成十四年三月八日

熊本県収用委員会

会長

塚 本

侃

事業の種類 一般国道二六六号改築工事

平成十四年三月八日

熊本県市町村合併支援会議 長 渡 榮 文

開催日時

平成十四年三月二十九日 (金)

午後一時から午後二時まで(予定)

熊本県熊本市水前寺公園二十八番五十一号

報告事項

市町村合併に係る県の来年度の取り組みについて

「市町村合併の推進について」 (提言素案) についての協議

Л

傍聴者の定員

傍聴の手続は、 先着順で行い、定員になり次第終了する。

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

(電話〇九六―三八三―一一一 内線三三八九)

起業者の名称 熊本県

Ξ 所在 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地 熊本県宇土郡三角町前越字清水 公簿 地 現況 目 公簿 (㎡) 地 地番、 実測 (㎡) 地目及び地積 積

兀 土地所有者の氏名及び住所

壱七七八番

田

雑種地

五四弐

五四弐・〇〇

四〇八・弐〇

m

決定した面積

山村ミスエ
熊本県宇土郡三角町大字中村九五一番地

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

六

裁決手続の開始を決定した年月日 平成十四年二月二十五日

熊本県収用委員会公告第七号

収用の裁決手続の開始を決定した。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により次のとおり

平成十四年三月八日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

起業者の名称 日本鉄道建設公団

|| 事業の種類|| 九州新幹線新八代 (仮称)・西鹿児島間線路建設工事及びこれに伴う附

帯工事並びに市道及び農業用用水路付替工事 地目及び地積

一)収用の裁決手続の開始を決定した土地 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、

熊

所 在 熊本県水俣市古城三丁目

		地	目	地	積	決定した面積
	封	公簿	現況	公簿 (㎡)	実測(㎡)	(m)
	参七弐番	畑	雑種地	壱弐壱	壱弐壱・弐五	参・九六
_			, i	, , , , , , ,		

(二) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

所在 熊本県水俣市古城三丁目

弐・ 弐八	壱弐壱・弐五	壱	雑種地	畑	参七弐番
(g)	実測(㎡)	公簿(㎡)	現況	公簿	村
決定した面積	積	地	目	地	

土地所有者の氏名及び住所

兀

期﨑藤壹(熊本県水俣市浜町一丁目六番三号

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

> 根抵当権 仮登記及び差押 吉原又吉 福岡県柳川市大字旭町五四番地 大島昌司 東京都杉並区桃井四丁目|二番二|一四〇六号

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成十四年二月二十五日

熊本県自然環境保全審議会鳥獣部会公告第二号

熊本県自然環境保全審議会鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成十四年三月八日

熊本県自然環境保全審議会

部会長

松 坂 理

夫

開催日時

平成十四年三月十四日(木)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

開催場所

熊本テルサ二階りんどう・つばき

Ξ 議題

第九次鳥獣保護事業計画の策定について

特定鳥獣保護管理計画の策定について

メスジカ捕獲禁止区域の設定について

傍聴人の定員

兀

五 傍聴手続き

可を得たうえで、 傍聴希望者は、 会議の会場に入ることができる。 会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、 部会長の許

傍聴手続きは、 先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班

(電話〇九六―三八三―一一一 内線七四五七)

熊本県教育会議公告第六号

平成十三年度熊本県教育会議の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、

次のとおり。

平成十四年三月八日

開催日時

平成十四年三月十九日 (火)

熊本市水前寺一丁目三十三番十八号 開催場所

熊本県教育会議のまとめについて

兀 傍聴者の定員

五 1 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、

事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

問い合わせ先

六

熊本県教育会議事務局(熊本県教育庁総務企画課教育企画室)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線六六一九

熊

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成十四年三月八日

平成十四年三月二十六日 (火)

熊本市水前寺公園二八—五一

午前十時から正午まで

議題 (予定)

水前寺共済会館

一階「芙蓉の間

Ξ

十人程度

傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県立高等学校入試制度検討委員会公告第二号

第二回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。

熊本県立高等学校入試制度検討委員会

彦

会長 米 沢 和

一時から午後四時三十分まで

場 所

午後|

Ξ 議題 (予定) 熊本テルサ たい樹の間

力 男

熊本県教育長

田

中

当面する課題について

平成十五年度入試制度の在り方について

その他

兀 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

傍聴者を決定します。 ができます。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により て行い、検討委員会の会長が認めたうえで、事務局の案内により会議の会場に入ること 会議の傍聴の受付は、午後一時三十分から午後一時五十分まで会議の会場入口におい

問い合わせ先

六

熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局(熊本県教育庁高校教育課)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線六六五六)

熊本県自然環境保全審議会自然保護部会公告第一号

熊本県自然環境保全審議会自然保護部会の会議を次のとおり開催する。

次のとおりとする。

平成十四年三月八日

なお、当該会議の傍聴手続きは、

熊本県自然環境保全審議会

自然保護部会長 今 江 正 知

開催日時

平成十四年三月十九日 (火)

午前十時から正午まで

_ 開催場所

熊本市水前寺公園二十八番五十一号

熊本テルサ二階「ひばり」

Ξ 議題

一号)」の改正の是非及び改正の検討項目等について 「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成二年十二月二十二日条例第六十

四 傍聴者の定員

選挙期日

五 傍聴手続

可を得たうえで、 傍聴希望者は、 傍聴の手続きは、 会議の会場に入ることができる。 会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、 先着順で行い、定員になり次第終了する。 部会長の許

問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境生活部自然保護課自然環境班

(電話〇九六―三八三―一一一 内線七四五六)

議会議員水俣市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。 熊本県選挙管理委員会告示第十四号 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百十三条第一項第五号の規定により、熊本県

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

平成十四年三月十七日

選挙をすべき議員の数

人

熊本県選挙管理委員会告示第十五号

熊

選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者は次のとおりである。 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙長及び

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

				委員長 宮 本 卓 治
X	分	氏	名	住
選挙	長	緒方	豊	熊本県水俣市古城一丁目一一番一二十八
				号
選挙長に事故が	選挙長に事故があるとき又は欠	平田	靖 夫	熊本県水俣市八ノ窪町一丁目一番一八号
けたときその職	けたときその職務を代理する者			

熊本県選挙管理委員会告示第十六号

所及び日時は、 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙会の場 次のとおりである。

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本

卓

治

所 水俣市総合もやい直しセンター 三階会議室

場

(水俣市牧ノ内三十一)

時 平成十四年三月十八日 午後一時三十分

日

熊本県選挙管理委員会告示第十七号

示場にポスターを掲示することのできる日は、次のとおりである。 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙におけるポスター 掲

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓

治

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会告示第十八号

様式は、次のとおりである。 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

平 -成十四 [年執行] 熊本県議会議 員

水 俣 市 選 挙 区 補 欠 選 挙

員

(会之印

挙管理委

熊

本 県

選

注ゅ

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

候補者でない者の氏名は、 書かないこと。

うほしゃしめい 候補者氏名

考

熊

- 1 規格は、縦十三センチメートル、 横九センチメートルとする。
- 2 紙の色は、 水色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第十九号

び専ら手話通訳のために使用する者に限る。) に対し支給することができる報酬の最高額 る者 (選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第百四十一条第一項の規定により る労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事す 法 (昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及 運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙において、 選挙運動のため使用す 公職選挙

> ţ 平成十四年三月八日 次のとおりである。

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 船 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 車 陸路旅行 (鉄道旅行を除く。) について、路程に応じた実費額
- 宿泊料 (食事料二食分を含む。) 一夜につき一万二千円
- 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円

朩

Л

- 茶菓料 一日につき五百円
- 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
- 1 基本日額 一万円以内
- 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第一号イ、ロ及び八に掲げる額
- 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき一万円
- 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
- 選挙運動のために使用する事務員 一人一日につき一万円以内
- 専ら同法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は
- 八 専ら手話通訳のために使用する者 一人一日につき一万五千円以内

船舶の上における選挙運動のために使用する者。一人一日につき一万五千円以内

熊本県選挙管理委員会告示第二十号

定する印の様式は、次のとおりである。 本県公職選挙執行規程 (平成十二年熊本県選挙管理委員会告示第十五号) 第百十三条に規 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙において使用する熊

平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治



熊本県選挙管理委員会告示第二十一号

と選挙会の事務は併せて行わないものとする。 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における開票の事務 平成十四年三月八日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓

治

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙選挙長告示第一号

熊

のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙立会人

平成十四年三月八日

熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙

選挙長 緒 方 豊

場 日 時 平成十四年三月十四日 午後五時三十分 水俣市選挙管理委員会事務局 (水俣市陣内一丁目一番一号)

平成十四年二月二十二日熊本県公告第百十九号 (ふるさと熊本の樹木の登録) 中に誤り

正

誤

があったので、 ページ 五 段 上 次のとおり訂正する。 上益城郡御船町七滝字下金目二九 正 上益城郡御船町七倉字下金目二九 誤

月月 八八本 日日 発印 行刷県

印刷所

電話代〇九六十二八六十二二二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇十一八

